

下大樽区での消費者出前講座を開催しました

輪之内町では、消費者教育、消費者被害の未然防止の啓発活動に取り組んでいます。去る12月21日(日)下大樽地区において、消費者出前講座が行われました。これは、近隣たすけあいネットワーク事業と、青少年育成会活動の合同開催で、地区全体で100人の住民が、熱心に講師の話に耳を傾けました。

第1部：「わが家の携帯・スマホのルール作り」

小中学生とその保護者を中心にわかりやすく話していただきました。“スマホがほしい！”と子どもが親にねだる時、どんなルールがあると良いか、ルールの作り方のヒントを教えてくださいました。最近、ゲーム機もインターネット接続できるし、某通信教育業者が、通信教育サービスや教材の契約をすることで、ネットにつながるタブレットを提供するなど、子どものネット環境は進歩しています。そのため、トラブルが多く発生しているのも事実です。



第2部：「悪質商法から身を守るために ～その事例と対処方法～」

高齢者のご家族を対象にお話していただきました。訪問による無料点検商法の事例をビデオで見て、突然の訪問や電話勧誘にどう対応するとよいかのアドバイスや、消費生活センターで行っている契約に関する相談事例、県内の法令違反業者の処分についてなど、盛りだくさんで話していただきました。

皆さんの相談情報の1つ1つの積み重ねが、悪質業者の情報となり、ひいては、悪質業者の処分につながる場合もあるので、困ったことやわからないことは、相談窓口を利用させていただくこともおすすめです。

参加者の方からは、「スマホを持つ時のルールづくりのきっかけができて良かった」「悪徳商法の手口を知ることができた」との感想をいただきました。



各地区や各種団体等で出前講座を希望される場合は、役場住民課や県民生活相談センターで受け付けております。多数ご利用ください。

➤ 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003

➤ 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) 050-5808-9600, 69-3111